

# 国民年金保険料の支払いが困難なときは 保険料免除制度を活用ください

～令和元年度の免除申請7月1日から受け付けます～

## 保険料免除制度とは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除）制度」などがあります。免除の期間は、翌年の6月分までです。2年遡って免除申請できます。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができますが、2年を過ぎると加算額がつきます。

保険料が未納の状態、万一、障がいが残ったり死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、保険料の納付が困難な場合はご検討ください。



### ■全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の1/2（平成21年3月分までは1/3）が支給されます。

### ■一部納付（免除）制度

申請して認められれば保険料の一部が免除されます。一部免除は3種類あり、それぞれの免除額と年金額の計算は次のとおりです。

なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいが残ったり死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

#### ◇4分の3免除

保険料の3/4の額が免除されます。将来年金を受けるときには、3/4免除の期間は全額を納めたときの5/8（平成21年3月分までは1/2）で計算されます。

#### ◇半額免除

保険料の半額が免除されます。将来年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの6/8（平成21年3月分までは2/3）で計算されます。

#### ◇4分の1免除

保険料の1/4の額が免除されます。将来年金を受けるときには、1/4免除の期間は全額を納めたときの7/8（平成21年3月分までは5/6）で計算されます。

### ■免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

### ○免除の基準額

扶養人数	本人・配偶者・世帯主の所得で計算			
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162 万円	192 万円	232 万円	272 万円
2人扶養 (夫婦、子ども1人)	127 万円	154 万円	194 万円	234 万円
1人扶養 (夫婦のみ)	92 万円	116 万円	156 万円	196 万円
扶養なし	57 万円	78 万円	118 万円	158 万円

※免除の期間によって、該当年度の所得で審査を行う場合があります。

### ◇申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、その他の書類（雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など）

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 Tel75-4973 / 浮羽市民課（うきは市民センター） Tel77-2112